

悠林館「かぶとむし」 指定管理者募集要項

1. 施設概要

- (1) 名 称 悠林館「かぶとむし」
- (2) 所在地 佐呂間町字浪速 118 番地 1
- (3) 建築年度 平成 6 年度建設（平成 11 年度一部増築、平成 18 年度改修）
- (4) 施設面積 1,010 m²
- (5) 施設内容 客室：9 室（全和室 8 畳）、客室定員：48 名
 研修室、会議室、食堂、厨房、男女浴室（サウナ有り）、家族風呂、
 男女トイレ、身障者用トイレ、機械室、管理事務室、宿直室
 付帯施設：物置、バーベキューハウス（80 人収容可）、ガーデン
 トイレ、駐車場（29 台）

2. 申込資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - エ 国税及び地方税を滞納していないこと

3. 申込受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間
令和 6 年 9 月 24 日（火）から令和 6 年 10 月 25 日（金）まで
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4. 申込書類

- (1) 申込書（別記第 1 号様式）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2 (1)	法人の場合	法人登記簿の謄本、定款
	非法人の場合	代表者の身分を証明する書類、規約
2 (2) イ・ウ		申立書（別記第 2 号様式）
2 (2) エ	国 税 及 び 地方税	納税義務がある場合 納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合 申立書（別記第 2 号様式）

- (3) 管理業務の事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 団体の経営状況を説明する書類
 - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
 - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している場合のみ）
 - ・事業報告書（作成している場合のみ）
 - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5. 業務の概要

- (1) 施設の運営に関する業務
 - ①施設利用に係る案内、受付、許可、制限に関すること
 - ②旅館業法による施設営業、研修・会議・宴会、レストラン等の運営に関すること
 - ③施設利用料の徴収に関すること
 - ④その他施設運営に必要な業務
 - (2) 施設の管理に関する業務
 - ①施設の保守点検及び修繕等の保守管理業務に関すること
 - ②施設で保有している附帯設備、備品の維持管理に関すること
 - ③施設の清掃、警備、防災に関すること
 - ④その他施設管理に必要な業務
- ※施設の管理運営に必要な許認可（旅館業法・食品衛生法）や人員又は資格者等（防火管理者）は指定管理者において取得及び配置すること

6. 管理の基準

施設の管理運営について、佐呂間町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成16年条例19号）及び悠林館「かぶとむし」の設置及び管理に関する条例（平成16年12月22日条例第24号）等に従うこととする。

7. 施設使用料

指定管理者は、施設の使用料を町に支払うこととする。使用料金については、双方協議のうえ決定する。

8. 利用料金

- (1) 利用料金は、指定管理者の収入とする。（管理運営費）
- (2) 利用料金の額は、設置条例に基づき指定管理者が町長の承認を得て決定する。
- (3) 悠林館「かぶとむし」の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、利用料の減免等を行うことができるものとする。

9. 指定期間

令和7年1月1日から5年間の予定とする。

10. 選定について

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「指定管理者候補者選定委員会」において、事業計画の内容、施設の管理能力等を総合的に勘案して選定する。

(2) 選定基準

- ①公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- ②施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ③施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- ④施設の管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること

(3) 評価項目

- ①管理運営にあたっての総合的な方針
- ②利用促進のための考え方
- ③施設の保守点検、修繕及び維持管理の考え方
- ④雇用、食材調達の考え方
- ⑤その他管理運営に関する提案事項
- ⑥施設運営についての経験及び実績

11. 申込書類の提出先

佐呂間町経済課商工観光係

住所 〒093-0592 佐呂間町字永代町3番地1

電話 01587-2-1200